７．そ　の　他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事(土工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(舗装工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(作業土工(床堀))実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(法面工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m³未満）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（小規模土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領」、「ＩＣＴ浚渫工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴ基礎工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴブロック据付工（港湾）実施要領」及び「ＩＣＴ海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾）」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（新）

７．そ　の　他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事(土工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(舗装工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(作業土工(床堀))実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(法面工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ＩＣＴ浚渫工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴ基礎工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴブロック据付工（港湾）実施要領」及び「ＩＣＴ海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾）」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（旧）

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	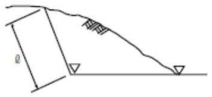	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	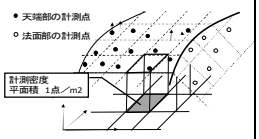 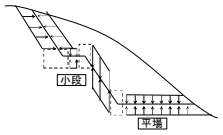	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	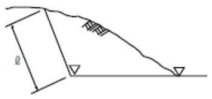	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	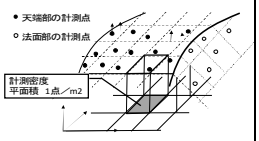 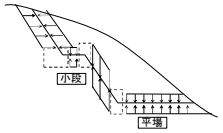	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき 出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき 出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m^2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基　準　高　▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	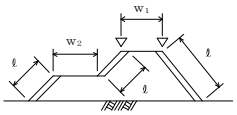	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	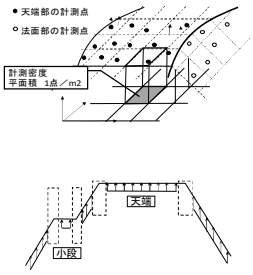	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		盛土工	基　準　高　▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	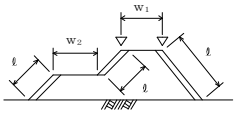	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	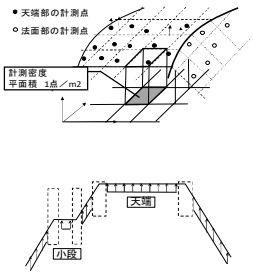	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

-5-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	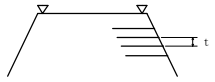	
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			
					補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	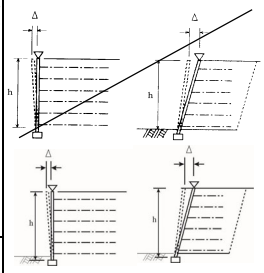	
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	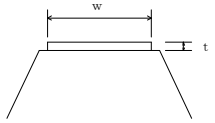	
							t≧15cm	-50			
						幅 w		-100			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	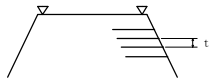	
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			
					補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	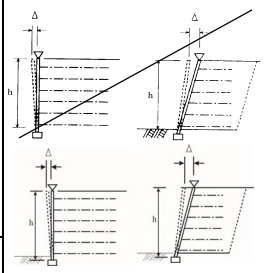	
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	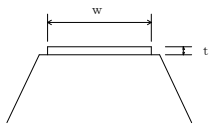	
							t≧15cm	-50			
						幅 w		-100			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	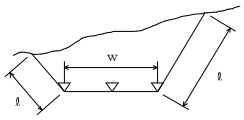	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅　w		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	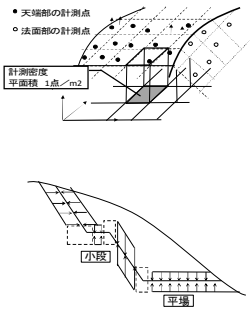	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平まはた標高較差	±70	±330			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	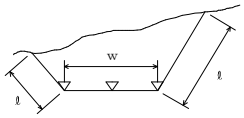	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅　w		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	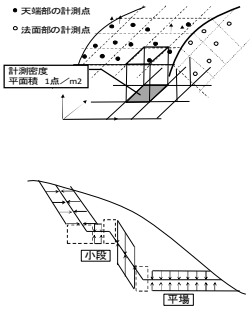	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平まはた標高較差	±70	±330			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	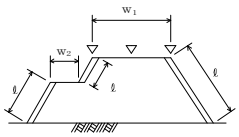	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	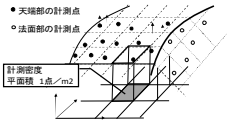 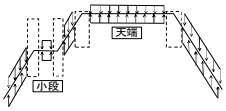	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	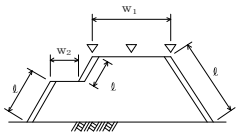	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	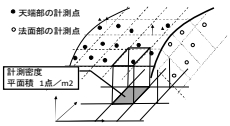 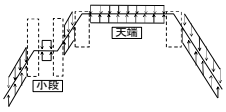	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	2 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。 注１）重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注２）橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。	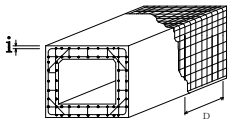	
						かぶり i	± φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基　準　高　▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	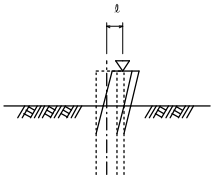	
						根　入　長	設計値以上			
						変　位　ℓ	100			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	2 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。 注１）重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注２）橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。 注３）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	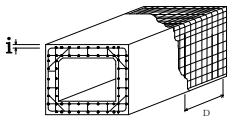	
						かぶり i	± φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基　準　高　▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	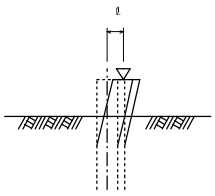	
						根　入　長	設計値以上			
						変　位　ℓ	100			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	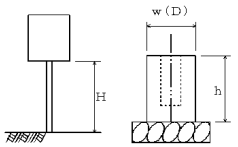	
						基礎	幅　w　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	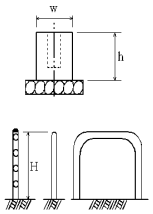	
							高　さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	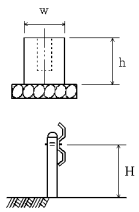	
							高　さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	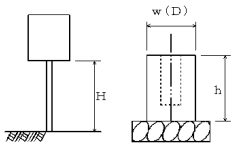	
						基礎	幅　w　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	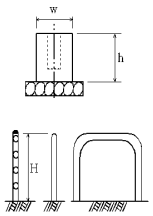	
							高　さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	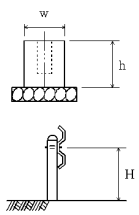	
							高　さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表―Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	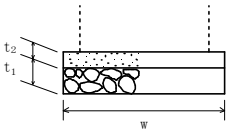	
						厚さ　t_1，t_2	-30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	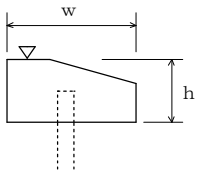	
						幅　w	-30			
						高　さ　h	-30			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	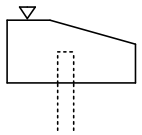	
						延　長　L	-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表―Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	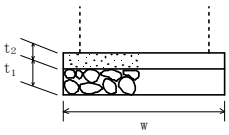	
						厚さ　t_1，t_2	-30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	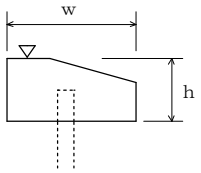	
						幅　w	-30			
						高　さ　h	-30			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	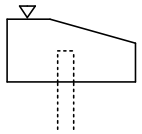	
						延　長　L	-200			

-16-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	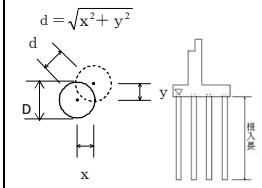	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	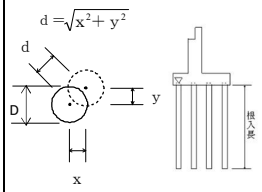	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	１／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	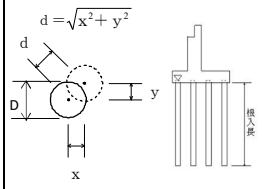	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						杭径 D	{設計径（公称径）－30}以上			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はﾓﾙﾀﾙ等の土留め構造の内径にて測定。	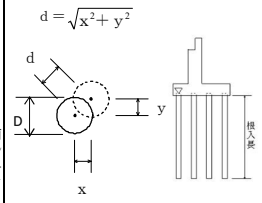	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	１／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	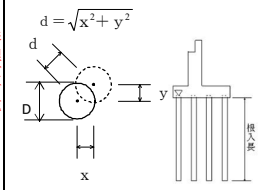	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	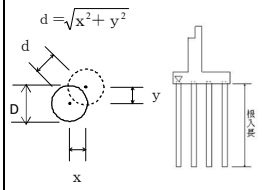	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						傾斜	１／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	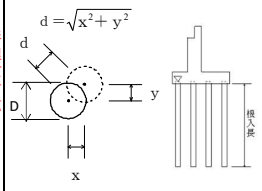	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						杭径 D	{設計径（公称径）－30}以上			
						傾斜	１／100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はﾓﾙﾀﾙ等の土留め構造の内径にて測定。	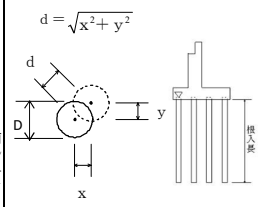	
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	１／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

－17－

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 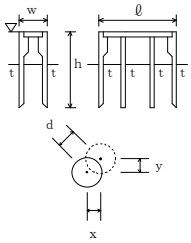	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 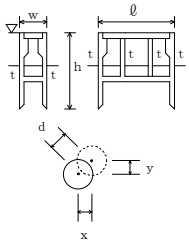	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基　準　高　▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 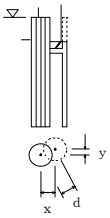	
						偏　心　量　d	300以内			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 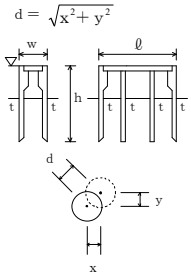	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 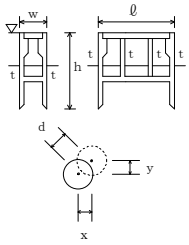	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基　準　高　▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 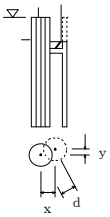	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	300以内			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	2		法面整形工（盛土部）	厚　さ　t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	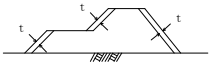	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	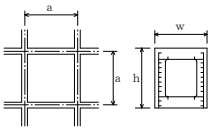	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅　　w		-30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高　さ　h		-30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	2		法面整形工（盛土部）	厚　さ　t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	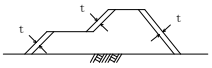	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	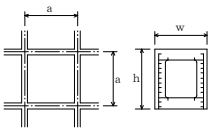	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅　　w		-30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高　さ　h		-30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	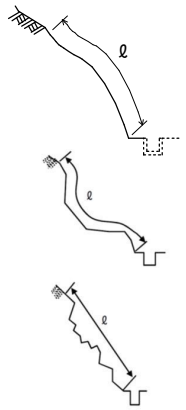	
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ t	t＜５cm	-10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧５cm	-20			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延　　長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	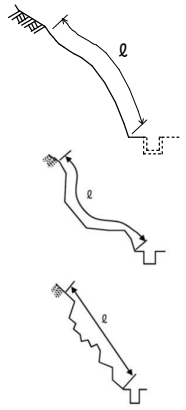	
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ t	t＜５cm	-10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧５cm	-20			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延　　長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						厚さｔ	ｔ＜５cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						厚さｔ	ｔ＜５cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	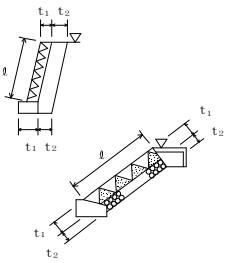	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	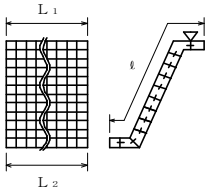	
						法　長 ℓ		-100			
						延長 L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	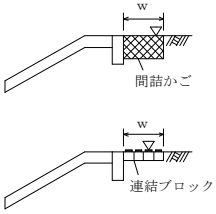	
						幅　w		-100			
						延　長 L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	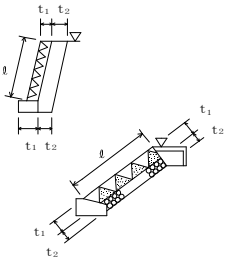	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	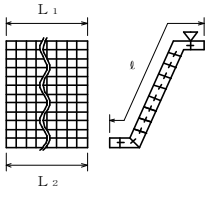	
						法　長 ℓ		-100			
						延長 L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	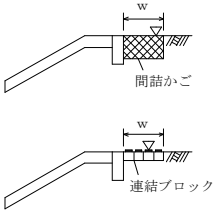	
						幅　w		-100			
						延　長 L		-200			

-20-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	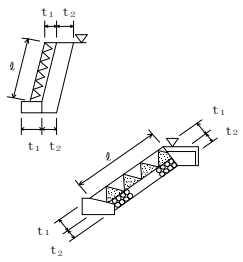	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ（ブロック）t_1		−50			
						厚さ（裏込）t_2		−50			
						延　長　L		−200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	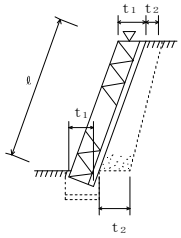	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ（石積・張）t_1		−50			
						厚さ（裏込）t_2		−50			
						延　長　L		−200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	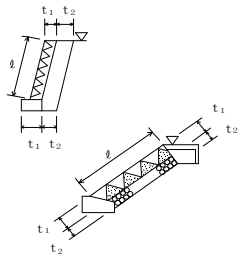	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ（ブロック）t_1		−50			
						厚さ（裏込）t_2		−50			
						延　長　L		−200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	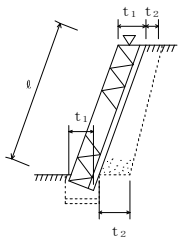	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ（石積・張）t_1		−50			
						厚さ（裏込）t_2		−50			
						延　長　L		−200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m2未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊測定値の平均				

−28−

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚　さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25		—				
						平 坦 性	コンクリートの硬化後3ｍプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm以下 人力舗設の場合 （σ）3mm以下						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚　さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25		—				
						平 坦 性	コンクリートの硬化後3ｍプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm以下 人力舗設の場合 （σ）3mm以下						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

-29-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平 坦 性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下						
									＊測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						厚　　さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平 坦 性	コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm以下 人力舗設の場合 （σ）3mm以下						
									＊測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						厚　　さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—				

−29−2−

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	＊測定値の平均	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	＊測定値の平均	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

-30-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

-30-1-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-35		—				
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3mプロフィルメーターにより （σ）2.4mm以下。						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						平 坦 性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下						
									＊測定値の平均				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-35		—				
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3mプロフィルメーターにより （σ）2.4mm以下。						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3mプロフィルメーターにより （σ）2.4mm以下						
									＊測定値の平均				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25		—			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	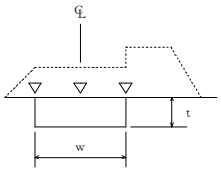	
						施工厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	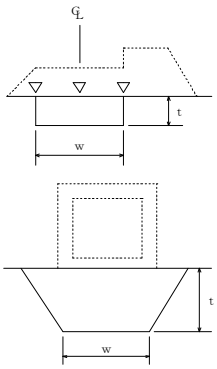	
						置換厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	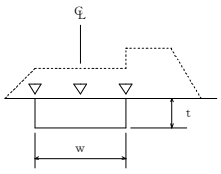	
						施工厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	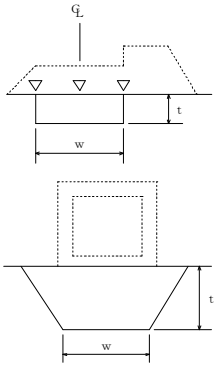	
						置換厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基　準　高　▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	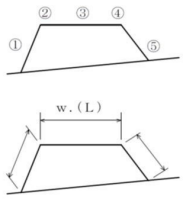	
						法　　長　ℓ	-500			
						天　端　幅　w	-300	w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長　L	-500			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基　準　高　▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	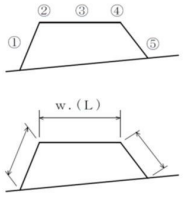	
						法　　長　ℓ	-500			
						天　端　幅　w	-300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長　L	-500			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基　準　高　▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	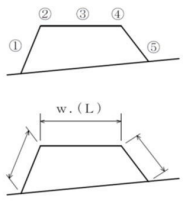	
						法　　長　ℓ	-500			
						天　端　幅　w	-300	w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長　L	-500			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基　準　高　▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	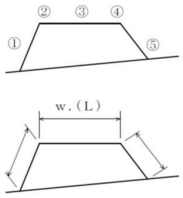	
						法　　長　ℓ	-500			
						天　端　幅　w	-300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長　L	-500			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)による管理の場合」	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	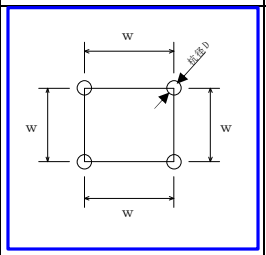	
						位置・間隔w	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭　径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						深　度 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)	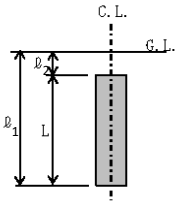	
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	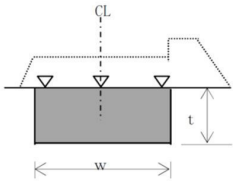	
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 W	設計値以上			
						延　長 L	設計値以上			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)による管理の場合」	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	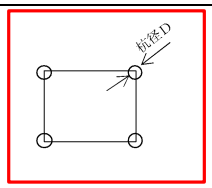	
						位　置	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭　径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)	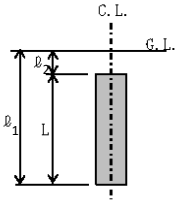	
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	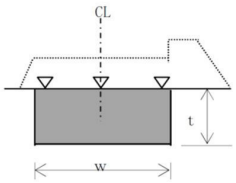	
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 W	設計値以上			
						延　長 L	設計値以上			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	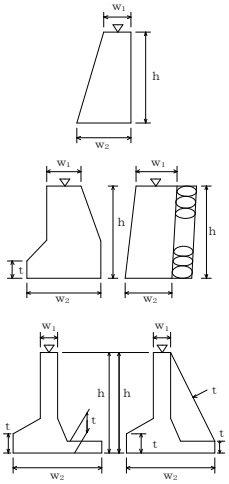	
						厚　さ　t		-20			
						裏　込　厚　さ		-50			
						幅　w_1，w_2		-30			
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	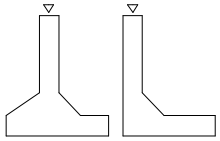	
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	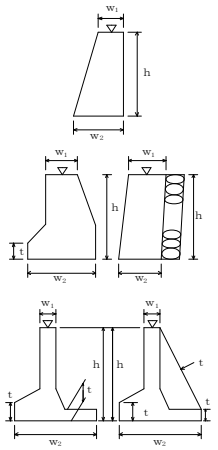	
						厚　さ　t		-20			
						裏　込　厚　さ		-50			
						幅　w_1，w_2		-30			
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	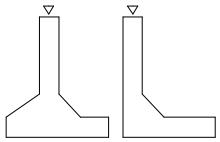	
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	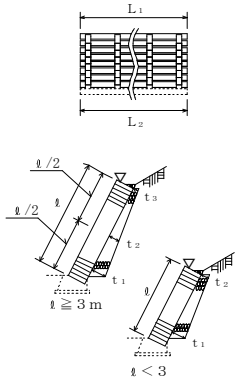	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		-50			
						延　長 L_1，L_2		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	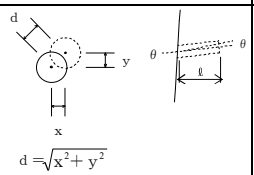	※鉄筋挿入工にも適用する。
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 （プレキャストＵ型側溝）（Ｌ型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	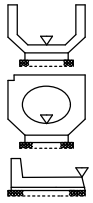	
						延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	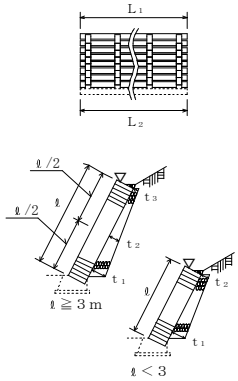	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		-50			
						延　長 L_1，L_2		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	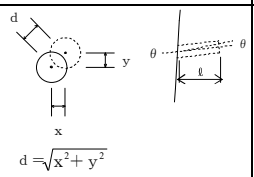	※鉄筋挿入工にも適用する。
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 （プレキャストＵ型側溝）（Ｌ型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	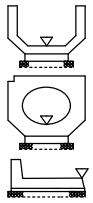	
						延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		場所打水路工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	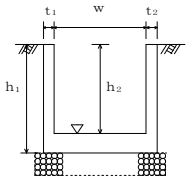	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	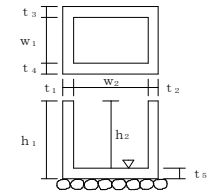	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	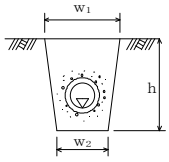	
						幅　　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5<h≦1.0 ±４…… 1.0<h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	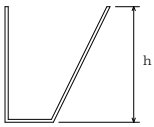	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		場所打水路工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	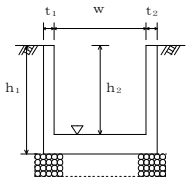	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	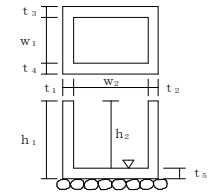	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	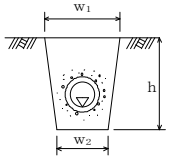	
						幅　　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5<h≦1.0 ±４…… 1.0<h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	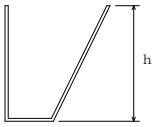	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

-40-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	4		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高　さ　h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	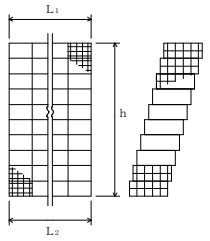	
						延長　L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	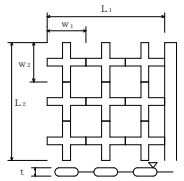	
							厚さｔ	-20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
							幅W1，W2	-20			
							延長Ｌ1，Ｌ2	-200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ/２	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	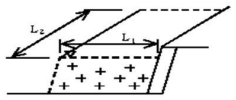 ｔは根固めブロックの高さ	
							延長Ｌ1，Ｌ2	－ｔ/２	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基　準　高　▽		±150	１組毎	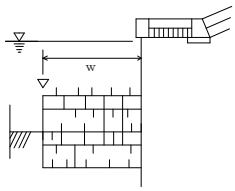	
						幅　　w		±300			
						延　　長　L		－200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	4		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高　さ　h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	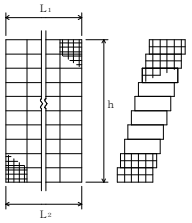	
						延長　L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	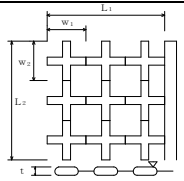	
							厚さｔ	-20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
							幅W1，W2	-20			
							延長Ｌ1，Ｌ2	-200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ/２	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	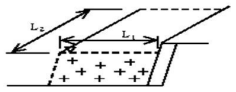 ｔは根固めブロックの高さ	
							延長Ｌ1，Ｌ2	－ｔ/２	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基　準　高　▽		±150	１組毎	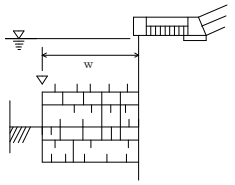	
						幅　　w		±300			
						延　　長　L		－200			

-42-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基　準　高　▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	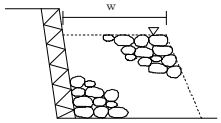	
						幅　　w	−100			
						延　　長　L	−200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	8		護岸付属物工	幅　　w	−30	各格子間の中央部１箇所を測定。	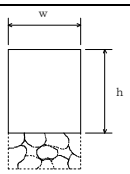	
						高　　さ　h	−30			
3 工事共通編	4 共通施工	3 海岸関係	1	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽ 電気船 200ps	−800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	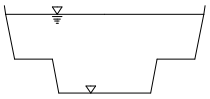	
						500ps	−1000～+200			
						1000ps	−1200～+200			
						ディーゼル船 250ps	−800～+200			
						420ps 600ps	−1000～+200			
						1350ps	−1200～+200			
						幅	−200			
						延　　長	−200			
3 工事共通編	4 共通施工	3 海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基　準　高　▽	＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	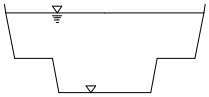	
						幅	−200			
						延　　長	−200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基　準　高　▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	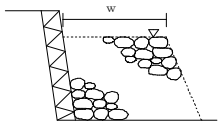	
						幅　　w	−100			
						延　　長　L	−200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	8		護岸付属物工	幅　　w	−30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	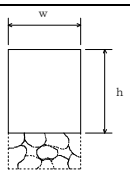	
						高　　さ　h	−30			
3 工事共通編	4 共通施工	3 海岸関係	1	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽ 電気船 200ps	−800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	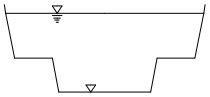	
						500ps	−1000～+200			
						1000ps	−1200～+200			
						ディーゼル船 250ps	−800～+200			
						420ps 600ps	−1000～+200			
						1350ps	−1200～+200			
						幅	−200			
						延　　長	−200			
3 工事共通編	4 共通施工	3 海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基　準　高　▽	＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	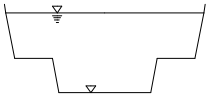	
						幅	−200			
						延　　長	−200			

−43−

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
３工事共通編	４共通施工	３海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
３工事共通編	４共通施工	３海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ（m）		±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 −0	製品全数を測定。 ※１　ガス切断寸法を準用する。 ※２　片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３　ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※４　全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５　組み立て後に測定		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト	アンカーバー用孔（鋳放し）	ドリル加工孔	≦100mm	+3 −1		
									＞100mm	+4 −2		
							孔の中心距離※1			JIS B 0403-1995 CT13		
						ボス	センターボス	ボスの直径		+0 −1		
								ボスの高さ		+1 −0		
							ボス※5	ボスの直径		+0 −1		
								ボスの高さ		+1 −1		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ（m）		±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 −0	製品全数を測定。 ※１　ガス切断寸法を準用する。 ※２　片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３　ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※４　全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５　組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト	アンカーバー用孔（鋳放し）	ドリル加工孔	≦100mm	+3 −1		
									＞100mm	+4 −2		
							孔の中心距離※1			JIS B 0403-1995 CT13		
						ボス	センターボス	ボスの直径		+0 −1		
								ボスの高さ		+1 −0		
							ボス※5	ボスの直径		+0 −1		
								ボスの高さ		+1 −1		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※１　ガス切断寸法を準用する。 ※２　片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３　ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※４　全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５　組み立て後に測定		
						※4 全移動量ℓ	ℓ≦300mm		±２			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±３			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±３			
								H＞300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※２、※３		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※２		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B0417-1979 B級			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※１　ガス切断寸法を準用する。 ※２　片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３　ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※４　全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５　組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
						※4 全移動量ℓ	ℓ≦300mm		±２			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±３			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±３			
								H＞300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※２、※３		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※２		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B0417-1979 B級			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500	０～＋５	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差	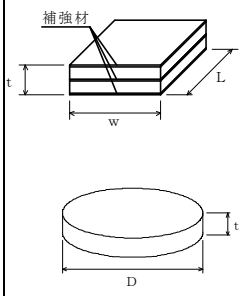	
							500＜w，L，D ≦1500mm	０～＋１％			
							1500＜w，L，D	０～＋15			
						厚さt	ｔ≦20mm	±0.5			
							20＜ｔ≦160	±2.5%			
							160＜ｔ	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	(w，L，D)/1000			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500	０～＋５	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	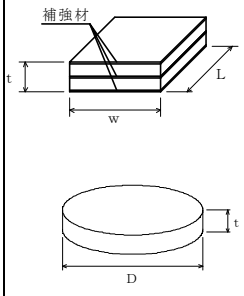	
							500＜w，L，D ≦1500mm	０～＋１％			
							1500＜w，L，D	０～＋15			
						厚さt	ｔ≦20mm	±0.5			
							20＜ｔ≦160	±2.5%			
							160＜ｔ	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	(w，L，D)/1000			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	24		ＰＣ箱桁製作工	基　準　高	±20	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。	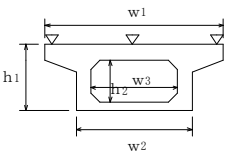	注）新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）　w_1	－５～＋30			
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内 空 幅　w_3	±５			
						高　さ　h_1	+10 -5	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		
						内空高さ　h_2	+10 -5	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ －30mm以内	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	25		ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1	－５～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、３編4-4-12床版・横組工に準じる。 ℓ：支間長（m）	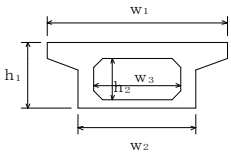	注）新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内 空 幅　w_3	±５			
						高　さ　h_1	+10 -5			
						内空高さ　h_2	+10 -5			
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	26		架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全　長・支　間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ　　り	—	主桁を全数測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	24		ＰＣ箱桁製作工	基　準　高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、３編4-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	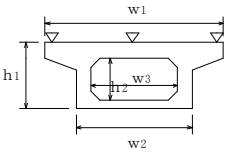	注）新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）　w_1	－５～＋30			
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内 空 幅　w_3	±５			
						高　さ　h_1	+10 -5			
						内空高さ　h_2	+10 -5			
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	25		ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1	－５～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、３編4-4-12床版・横組工に準じる。 ℓ：支間長（m）	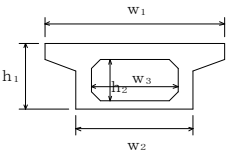	注）新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内 空 幅　w_3	±５			
						高　さ　h_1	+10 -5			
						内空高さ　h_2	+10 -5			
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	26		架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全　長・支　間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ　　り	—	主桁を全数測定。		

-54-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							＊測定値の平均						

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							＊測定値の平均						

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値(X) 中規模以上	個々の測定値(X) 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値(X) 中規模以上	個々の測定値(X) 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊測定値の平均				

-61-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							＊測定値の平均						

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							＊測定値の平均						

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値(X) 中規模以上	個々の測定値(X) 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値(X) 中規模以上	個々の測定値(X) 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	+90 −70	+50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							t≧15cm	±90	+50 −15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	+50 −10			
							t≧15cm	±90	+50 −15			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	+90 −70	+50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							t≧15cm	±90	+50 −15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	+50 −10			
							t≧15cm	±90	+50 −15			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 測定値の平均（X） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	1	路面切削工	厚　さ　t	-7		—	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。	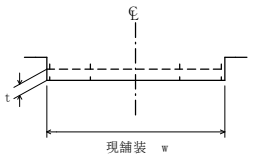	
						幅　　w	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚　さ　t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)		-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。	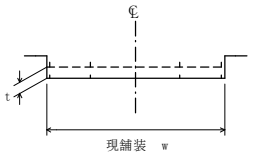	
						幅　　w	-25		—			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 測定値の平均（X） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	1	路面切削工	厚　さ　t	-7		—	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	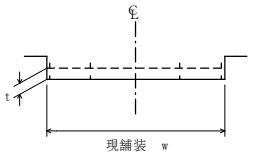	
						幅　　w	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚　さ　t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)		-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m^2(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２ヶ所/施工箇所とする。	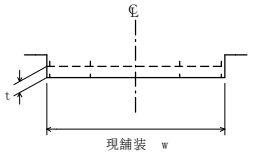	
						幅　　w	-25		—			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 測定値の平均（$\bar{X}$）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	路盤工	幅　w	-50		各層毎１ヶ所／１施工箇所	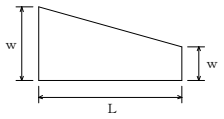	
							延長Ｌ	-100				
							厚さｔ	該当工種				
						舗設工	幅　w	-25				
							延長Ｌ	-100				
							厚さｔ	該当工種				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 測定値の平均（$\bar{X}$）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	路盤工	幅　w	-50		各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	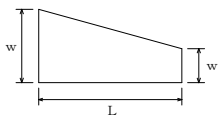	
							延長Ｌ	-100				
							厚さｔ	該当工種				
						舗設工	幅　w	-25				
							延長Ｌ	-100				
							厚さｔ	該当工種				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 平均の測定値（X̄）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	厚　さ　t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１ｍの線上、全延長とする。	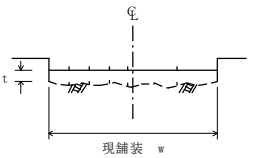 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅　　w	-25				
						延　長　L	-100				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
								＊測定値の平均			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト定着長	―20以内 かつ ―1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
						アンカーボルト長	設計値以上		全数測定		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 平均の測定値（X̄）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	厚　さ　t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１ｍの線上、全延長とする。	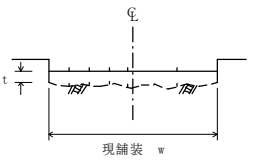 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅　　w	-25				
						延　長　L	-100				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
								＊測定値の平均			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト定着長	―20以内 かつ ―1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
						アンカーボルト長	設計値以上		全数測定		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	-30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	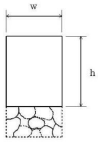	
						高　さ　h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基　準　高　▽	±50	１組毎	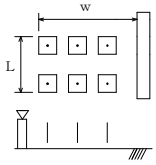	
						幅　w	±300			
						方　向	±７°			
						延　長　L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深　t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	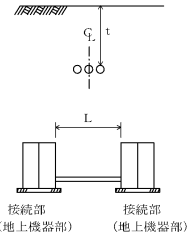	
						延長　L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	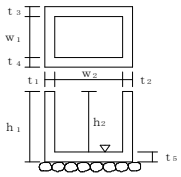	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	-30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	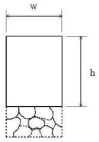	
						高　さ　h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基　準　高　▽	±50	１組毎	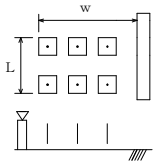	
						幅　w	±300			
						方　向	±７°			
						延　長　L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深　t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	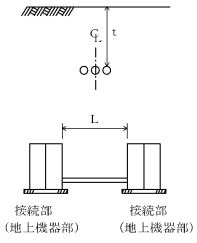	
						延長　L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	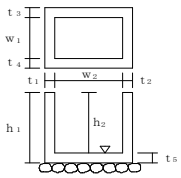	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工 （陸上施工）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	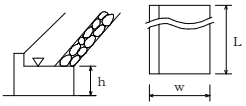	
						幅　　w	-30			
						高　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	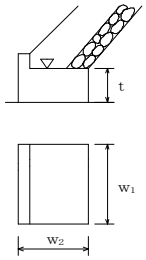	
						ブロック厚　t	-20			
						ブロック縦幅 w_1	-20			
						ブロック横幅 w_2	-20			
						延　　長　L	-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	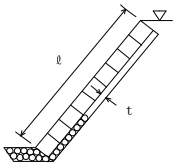	
						法長 ℓ　ℓ＜５ｍ	-100			
						法長 ℓ　ℓ≧５ｍ	ℓ×（－２％）			
						厚　　さ　t	-50			
						延　　長　L	-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工 （陸上施工）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	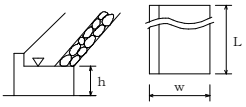	
						幅　　w	-30			
						高　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	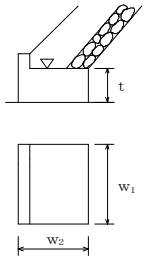	
						ブロック厚　t	-20			
						ブロック縦幅 w_1	-20			
						ブロック横幅 w_2	-20			
						延　　長　L	-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	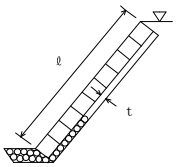	
						法長 ℓ　ℓ＜５ｍ	-100			
						法長 ℓ　ℓ≧５ｍ	ℓ×（－２％）			
						厚　　さ　t	-50			
						延　　長　L	-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	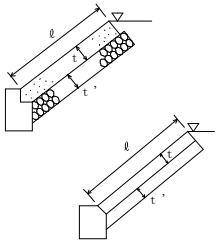	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t’		-50			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	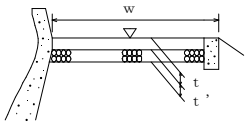	
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t’		-45			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	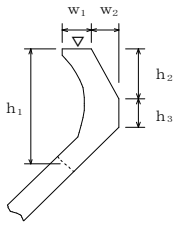	
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h＜３m h_1, h_2, h_3		-50			
						高さ h≧３m h_1, h_2, h_3		-100			
						延長 L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	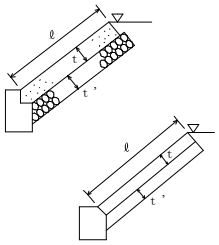	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t’		-50			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	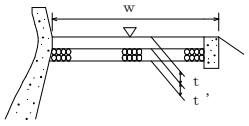	
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t’		-45			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	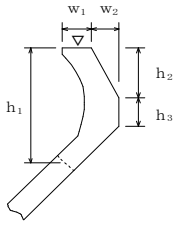	
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h＜３m h_1, h_2, h_3		-50			
						高さ h≧３m h_1, h_2, h_3		-100			
						延長 L		-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 10個の測定値の平均（X10） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚　さ	t＜15cm	-30	-10			
							t≧15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
7 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚　さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 歩道舗装においては、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 10個の測定値の平均（X10） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚　さ	t＜15cm	-30	-10			
							t≧15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
7 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚　さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 歩道舗装においては、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25		—			
7 道路編	2 舗装	3 舗装工	4		橋面防水工 （シート系床版防水工）	シートの重ね幅	－20～+50			標準重ね幅100㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　長 L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　w_1，w_2	-30	基礎一基毎	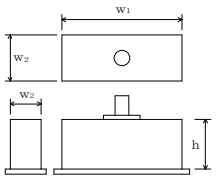	
						高　さ h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　H	設計値以上	１ヶ所／１基	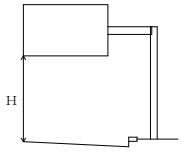	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　長 L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　w_1，w_2	-30	基礎一基毎	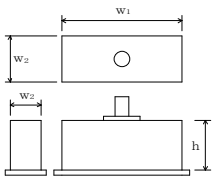	
						高　さ h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　H	設計値以上	１ヶ所／１基	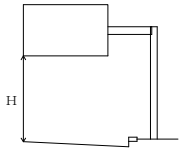	

-92-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	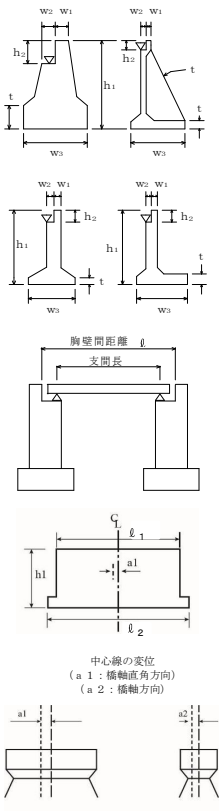	
						厚　　さ　t			-20			
						天　端　幅　w_1（橋軸方向）			-10			
						天　端　幅　w_2（橋軸方向）			-10			
						敷　　幅　w_3（橋軸方向）			-50			
						高　　さ　h_1			-50			
						胸壁の高さ　h_2			-30			
						天　端　長　ℓ_1			-50			
						敷　　長　ℓ_2			-50			
						胸壁間距離　ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	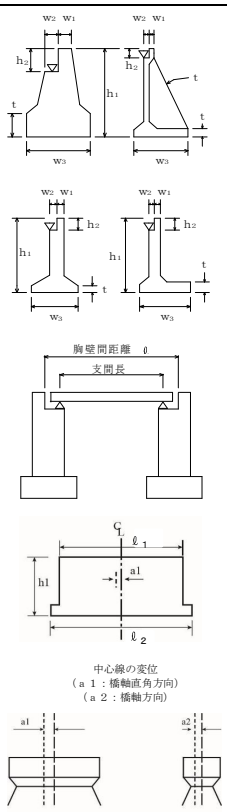	
						厚　　さ　t	-20			
						天　端　幅　w_1（橋軸方向）	-10			
						天　端　幅　w_2（橋軸方向）	-10			
						敷　　幅　w_3（橋軸方向）	-50			
						高　　さ　h_1	-50			
						胸壁の高さ　h_2	-30			
						天　端　長　ℓ_1	-50			
						敷　　長　ℓ_2	-50			
						胸壁間距離　ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

（旧）

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承 ゴム支承	計画高	－20～＋10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	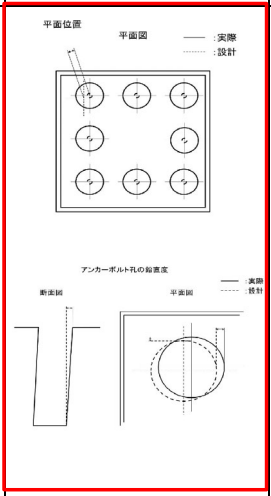	
								平面位置	±20			
								アンカーボルト 孔の鉛直度	1 /50以下			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	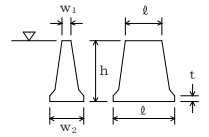 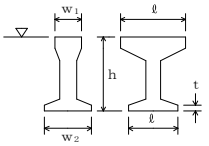 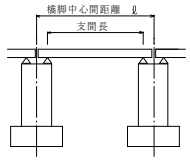 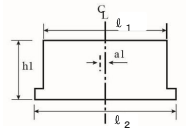 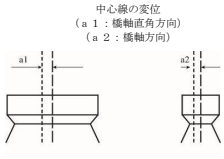	
						厚　　さ　t			-20			
						天　端　幅　w_1 （橋軸方向）			-20			
						敷　　幅　w_2 （橋軸方向）			-50			
						高　　さ　h			-50			
						天　端　長　ℓ_1			-50			
						敷　　長　ℓ_2			-50			
						橋脚中心間距離　ℓ			±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	―20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	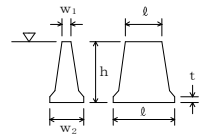 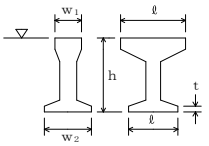 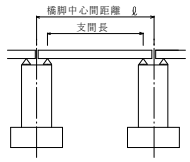 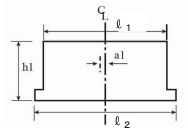 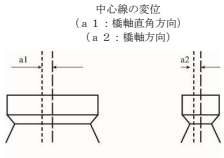	
						厚　　さ　t	-20			
						天　端　幅　w_1 （橋軸方向）	-20			
						敷　　幅　w_2 （橋軸方向）	-50			
						高　　さ　h	-50			
						天　端　長　ℓ_1	-50			
						敷　　長　ℓ_2	-50			
						橋脚中心間距離　ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			

（旧）

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承 ゴム支承	計画高	－20～＋10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	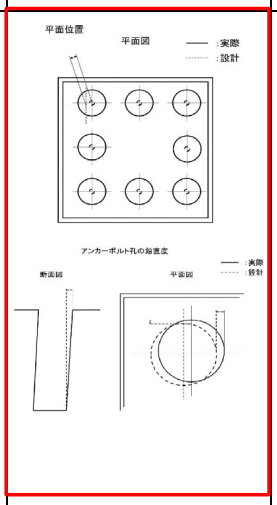	
								平面位置	±20			
								アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	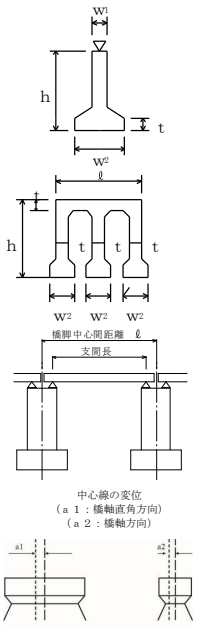	
						幅 w （橋軸方向）			-50			
						高 さ h			-50			
						長 さ ℓ			-50			
						橋脚中心間距離 ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
7 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	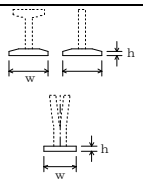	
						幅 w （橋軸方向）			-50			
						高 さ h			-50			
						長 さ ℓ			-50			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	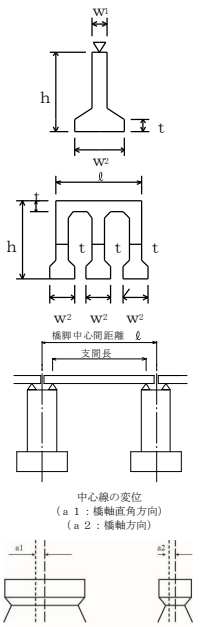	
						厚 さ t	-20			
						天端幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

（旧）

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製ゴム支承	計画高	－20～＋10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	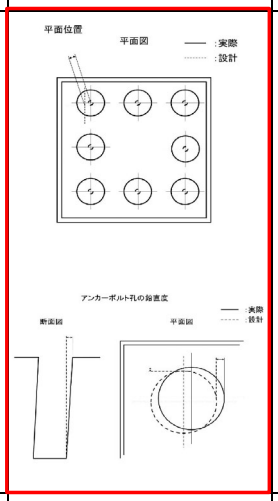	
								平面位置	±20			
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
7 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w（橋軸方向）			-50			
						高さ h			-50			
						長さ ℓ			-50			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 　なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 　ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の１/３以下のもの。 　なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 　計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	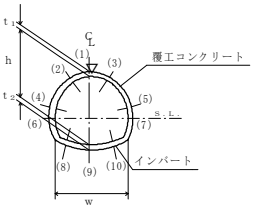	
						幅　w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚　さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　　長　L	―			
7 道路編	（6 トンネル NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚　　さ　t	-30			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 　なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 　ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の１/３以下のもの。 　なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 　計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	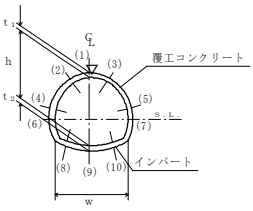	
						幅　w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚　さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　　長　L	―			
7 道路編	（6 トンネル NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚　　さ　t	-30			

-100-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 測定値の平均（X）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ　t（切削）	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１mの線上、全延長とする。	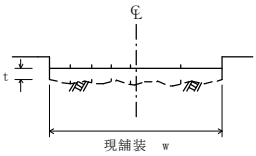 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	-25				
						延長　L	-100				
						平 坦 性	—	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
7 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さtまたは標高較差(切削)のみ	厚さ　t（標高較差）（切削）	-7 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1.施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2.計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3.厚さtまたは標高較差(切削)は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4.厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5.幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、側点数を変えることができる。	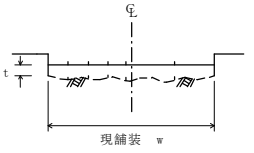 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	-25				
						延長　L	-100				
						平 坦 性	—	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 測定値の平均（X）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ　t（切削）	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１mの線上、全延長とする。	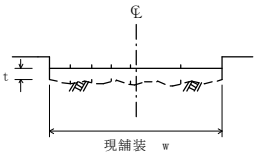 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	-25				
						延長　L	-100				
						平 坦 性	—	３mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
7 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さtまたは標高較差(切削)のみ	厚さ　t（標高較差）（切削）	-7 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1.施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2.計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3.厚さtまたは標高較差(切削)は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4.厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5.幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、側点数を変えることができる。	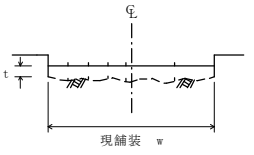 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	-25				
						延長　L	-100				
						平 坦 性	—	３mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なお供試体は打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	**設計図書**による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	**設計図書**による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m^3～150m^{3}ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と**協議**し試験頻度を定めること。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なお供試体は打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	**設計図書**による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	**設計図書**による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	**設計図書**による。 又、**設計図書**に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	**設計図書**による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm^2	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない 。		○

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	**設計図書**による。 又、**設計図書**に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	**設計図書**による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm^2	
4 基礎工	施工	必須	支持層の**確認**	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式），プレボーリング杭工法，鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の**確認**は，支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち，掘削抵抗値（オーガ駆動電流値，積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき，本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	**設計図書**による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
6 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	**設計図書**による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので，孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は，打設直前に孔底スライムの状態を再確認し，必要において再処理する。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 Ｆ031、Ｆ032 [4]-227,[4]-230	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法JIS A 1214 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	**設計図書**による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。但し、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 Ｆ031、Ｆ032 [4]-227,[4]-230	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法JIS A 1214 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	**設計図書**による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。但し、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	**設計図書**による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	**設計図書**による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。ただし、1500m³未満の工事は１工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 Ｓ046 [1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	**設計図書**による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
12 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満:5点 ・500m²以上1000m²未満:10点 ・1000m²以上2000m²未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。ただし、1500m³未満の工事は１工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 Ｓ046 [1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	**設計図書**による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満:5点 ・500m²以上1000m²未満:10点 ・1000m²以上2000m²未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、再転圧を行うものとする。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 Ｇ023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	**設計図書**による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。ただし、1500m³未満の工事は１工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 Ｓ046 [2]-16 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	**設計図書**による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領（案）」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 Ｇ023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	**設計図書**による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	500m³につき1回の割合で行う。ただし、1500m³未満の工事は１工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 Ｓ046 [2]-16 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	**設計図書**による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

（旧）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は**設計図書**に示された値。	1,000m^{3}に1回の割合、または**設計図書**による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（新）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は**設計図書**に示された値。	1,000m^{3}に1回の割合、または**設計図書**による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、**設計図書**による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と**協議**の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを**確認**する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32 中層混合処理 ※場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	**設計図書**による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m^3～4,000m^{3}につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	1.実施頻度は、監督員との**協議**による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m^3～4,000m^{3}につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	実施頻度は、監督員との**協議**による。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
35 中層混合処理 ※場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	**設計図書**による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	**設計図書**による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m^3～4,000m^{3}につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	1.実施頻度は、監督員との**協議**による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m^3～4,000m^{3}につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	実施頻度は、監督員との**協議**による。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
33 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	**設計図書**による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合	
			圧縮強度試験	JIS A 1108	**設計図書**による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 （3本/回）	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	**設計図書**による。	材料入荷時		
	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	**設計図書**による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	**設計図書**による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	**設計図書**による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
			圧縮強度試験	JIS A 1108	**設計図書**による。	施工開始前1回及び施工日ごと1回 （3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	**設計図書**による。	材料入荷時		
	施工	必須	引抜き試験 （受入れ試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	**設計図書**による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	引抜き試験 （適合性試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	**設計図書**による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		